



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による意見の聴取……………
- … (都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課) ……
- 知事指定薬物の指定の失効……………
- … (福祉保健局健康安全全部業務課) ……
- 都道の区域変更……………
- … (建設局道路管理部長課) ……
- 東京都港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定……………
- … (港湾局港湾経営部経営課) ……

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- … (生活文化局都民生活部管理法人課) ……
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
- … (同) ……
- 争議行為の予告 (四件)……………
- … (産業労働局雇用就業部労働環境課) ……

告示

● 東京都告示第千八百三十四号  
 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号) 第四十八条第三項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取

(以下「公聴会」という。)を行います。  
 なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。  
 平成二十八年十一月十日  
 東京都多摩建築指導事務所長  
 金子 博

平成二十八年十一月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 公聴会を行う日時 平成二十八年十一月十八日 (金曜日) 午後三時から

二 公聴会を行う場所 狛江市役所 狛江市防災センター 四階四〇一、四〇二会議室 狛江市和泉本町一丁目一番五号

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課日影規制・紛争調整担当 (東京都立川合同庁舎二階) 立川市錦町四丁目六番三号 電話〇四二(五四八)二〇五六

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 狛江市西野川三丁目十四番二十六号 所氏名 愛光女子学園長 金子 陽子

建築敷地 狛江市西野川三丁目一〇五七ほか

地域地区 第一種中高層住居専用地域等

既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 少年院

及び用途 少年院

敷地面積 約七、〇七六平方メ 増減なし

約七、〇七六平方メ

建築面積 約二、一九七平方メ 約八三平方メートル (合計約二、二八〇平方メートル)

延べ面積 約五、五五四平方メートル (合計約五、七一九平方メートル)

構造及び階数 鉄筋コンクリート造 地上四階ほか 鉄筋コンクリート造 ほか

高さ 一八・七メートル 八・二五メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第三項ただし書

● 東京都告示第千八百三十五号

東京都薬物の濫用防止に関する条例 (平成十七年東京都条例第六十七号) 第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。  
 平成二十八年十一月十日  
 東京都知事 小 池 百合子

一 失効する知事指定薬物の名称

化学名 N-(ニフルオロフェニル)ニメトキシ

シニール(ニフェネチルピリジン)四イ

ル)アセトアミド(通称名 Oc f e n t a n i

l、A-三二一七)及びその塩類

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令 (平成二十八年厚生労働省令第百六十五号) の施行により、医薬

品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため。

三 失効年月日

平成二十八年十一月十一日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

●東京都告示第千八百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十一月十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 新宿国立

二 変更の区間 杉並区高井戸西一丁目八百四十八番十地  
先から同所八百二十四番二地先まで

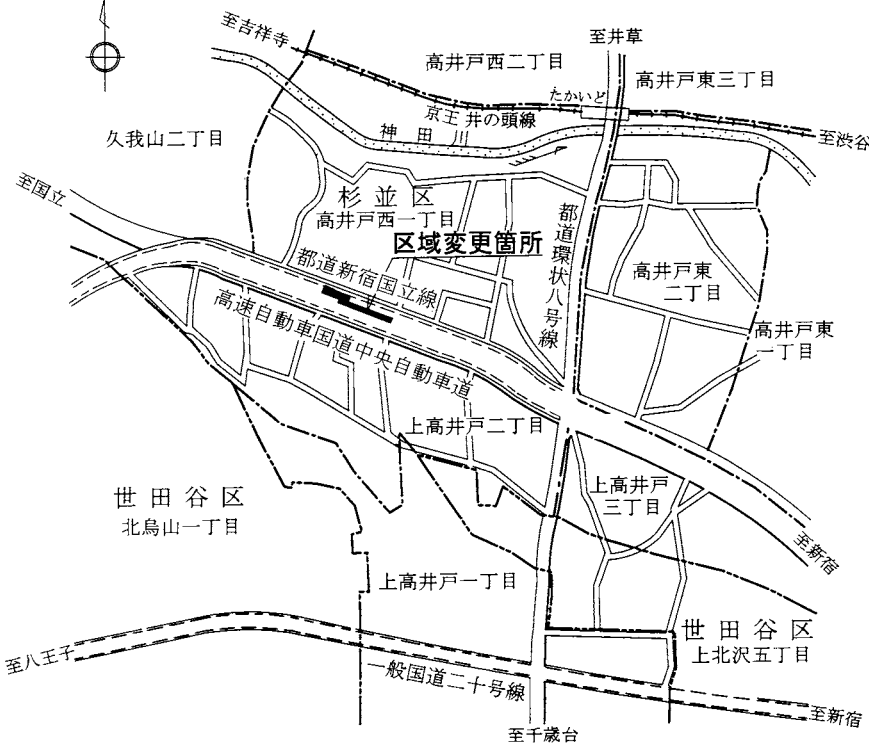
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

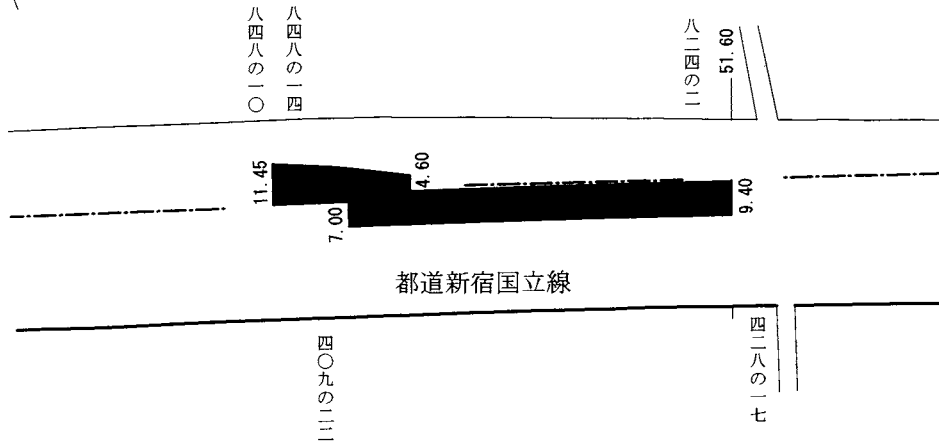
都道新宿国立線区域変更略図  
杉並区高井戸西一丁目地内

- 編入区域
- ▨ 特別区道
- ▧ 都道
- ▩ 一般国道・高速自動車国道

延長 一・二二三・六五メートル  
面積 一、二六九・六七平方メートル



杉並区  
高井戸西一丁目



上高井戸二丁目

●東京都告示第千八百三十七号

東京都港湾環境整備負担金条例(昭和五十五年東京都条例第五十八号)第二条第一項に規定する負担対象工事の指定について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十日

東京都知事 小 池 百合子

工事の種類	工事の名称	工事の実施された場所	工事の完了した日	工事に要した費用	負担区域	工事費に対する負担の割合	当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地の合計面積
港湾環境整備施設(施設の敷地を含む)の建設又は改良の工事	城南島海浜公園整備工事	一 大田区城南島四、五丁目	平成二十八年三月三十一日	四、八六五、二〇円	東京港湾地区	十六分の一	七、九〇七、三八七平方メートル
港湾環境整備施設(施設の敷地を含む)の維持の工事	新木場公園整備工事	二 江東区新木場二丁目	同日	九八、七五二、八三円	同右	四分の一	七、三二五、五五八平方メートル
港湾環境整備施設(施設の敷地を含む)の維持の工事	晴海ふ頭公園ほか九公園維持工事	一 大田区城南島四、五丁目 城南島海浜公園 二 中央区晴海五丁目 晴海ふ頭公園 三 江東区豊洲二丁目 春海橋公園 四 港区海岸三丁目 芝浦南ふ頭公園 五 港区港南五丁目 品川北ふ頭公園 六 品川区八潮二丁目 コンテナふ頭公園 七 江東区青海四丁目 青海中央ふ頭公園 八 江東区有明四丁目 フェリーふ頭公園 九 江東区青海三、四丁目 晓ふ頭公園 十 江東区新木場二丁目 新木場公園	同日	二六〇、八五四、九五六円	東京港湾地区及び東京港湾地区	五分の一	一四、三三〇、八四〇平方メートル
漂流物の除去その他の水面清掃のための工事	東京港湾区域内水面清掃工事	東京港湾区域	同日		東京港湾地区及び東京港湾地区		

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月十日  
東京都知事 小 池 百合子

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年八月五日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人アンコールワット日本文化交流会
- 三 代表者の氏名  
鬼 一二三
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都調布市深大寺南町四丁目十九番地十二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は広く日本及びカンボジアの市民を対象として日本語の教育の普及、図書館の運営、文化交流等市民が出来る国際協力活動を通じ、国際相互理解、カンボジアの発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十八年八月十八日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人そよかせ

三 代表者の氏名  
宮坂 知孝

四 主たる事務所の所在地  
東京都杉並区成田東三丁目二十七番三号

五 定款に記載された目的  
この法人は、どんなに重い障害があっても、安心して暮らせる地域社会の創造を目指し、自立と社会参加への支援をおこなうことで、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十八年八月十八日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日本イラク医療支援ネットワーク

三 代表者の氏名  
鎌田 實

四 主たる事務所の所在地  
東京都豊島区高田三丁目十番二十四号 第二大島ビル

五 定款に記載された目的  
この法人は、戦争の影響によってがんや白血病などにかかるイラクの人々が医療を受けられ、命が助かることを目指し、①効率よく、②専門性をもち、③継続的に支援を行うとともに、イラクおよび周辺国の人々が平和で

安心できる社会作りに尽力する。また、国内外を問わず放射能汚染から人々を保護するために必要な活動を行う。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十八年八月十九日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人木の建築フォラム

三 代表者の氏名  
安藤 邦廣

四 主たる事務所の所在地  
東京都文京区後楽二丁目七番十二号 林友ビル

五 定款に記載された目的  
この法人は、地域に根ざした木の建築の技術を構築し、生活文化の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十八年八月十九日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人市民の絆ジャポン

三 代表者の氏名  
牧 敬子

四 主たる事務所の所在地  
東京都新宿区高田馬場四丁目二番三十一号 SSTビル三〇一号室

五 定款に記載された目的  
この法人は、一般市民を対象として、自然災害の被災

者支援、社会的弱者の人道的支援を行い、また地域や学校での講演会や文化イベントなどを通じて、青少年の健全育成を図ることを目的とする。そして広く国際交流を促進して連帯の輪を広げ、すべての人々が希望をもって生きられる世界の実現に寄与することを企図する。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月十日

東京都知事 小池百合子

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年八月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人てみる
- 三 代表者の氏名  
高嶋 悠人
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都杉並区下高井戸四丁目三十五番十号 S/C O R R I D O R A ー ー ー
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、保育士がポジティブなキャリアを構想・形成することが困難となっていることに着目し、保育園でのインターンシップ導入や保育士のロールモデルの紹

介等を通して、保育士がポジティブなキャリア構想・形成ができるようになることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十八年八月十八日

二 特定非営利活動法人の名称  
NPO法人フォロー

三 代表者の氏名  
清水 邦男

四 主たる事務所の所在地  
東京都中央区月島四丁目十三番十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、日本の教育機関に在籍する外国人留学生及び就学生、又はその予定者並びに経験者、また今後増加すると予想される外国人介護士及び看護士に対して、日本での生活相談、生活・職場に適應する日本語教育、自立の援護、並びにその基盤となる拠点を確保することに関する事業を行い、勉学・生活・就職等の支援に必要な情報提供や具体的な支援活動を行い、日本社会との交流促進や相互理解を増進させ、国際間の言葉の障壁を取り除き、知識のギャップを狭め、国際間の相互理解に寄与すること、および、真の国際人の育成並びに一般市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十八年八月十八日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人フードバンク渋谷

三 代表者の氏名  
久保田 文吾

四 主たる事務所の所在地  
東京都渋谷区渋谷三丁目十八番七号 窪島ビル七F

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、十分安全に消費することができるが様々な理由で廃棄しなければならなくなった食品を企業や個人から提供してもらい、支援を必要としている人々に届けるフードバンク活動を通じて、食の有効活用とセーフティネットの構築を推進することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十八年八月十八日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人くにたち農園の会

三 代表者の氏名  
小野 淳

四 主たる事務所の所在地  
東京都国立市谷保五千六十九番地

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、都市農地を活かした多様な活動を推進する。都市農地を活用した活動を通して都市農地の価値を高め、結果として「農のある都市」「農が身近にある暮らし」を実現させることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人江戸川スポーツ医学研究会

三 代表者の氏名

岩本 航

四 主たる事務所の所在地

東京都葛飾区高砂三丁目二十七番十三号 かつしか江戸川病院内

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、スポーツ障害に関する予防事業、その普及啓発事業、調査研究事業、生涯スポーツ支援事業に努めることで、地域住民の健康社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

争議行為の予告について

日本赤十字社医療センター第一労働組合執行委員長高橋多鶴子から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年十月二十一日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年十一月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

賃金等の要求に関する件

二 日時

平成二十八年十一月十一日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

日本赤十字社医療センター 渋谷区広尾四丁目一番二  
十二号  
日本赤十字社 港区芝大門二丁目一番三号

四 種類

上記の場所の全面的或いは部分的に、連続的或いは断続的に、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、それに対する妨害排除のための争議行為を、単独または併用して行なう。

ただし、救急患者並びに入院中の重症患者のための、保安の必要がある場合は、保安要員若干名を除く。(以上原文のまま掲載)

争議行為の予告について

東京地方医療労働組合連合会執行委員長岡本学から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年十月二十四日であったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年十一月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

労働条件改善等の要求に関する件

二 日時

平成二十八年十一月十一日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地  
別表のとおり

四 種類

救急外来および入院中の重症患者のための保安要員若干名を除くすべての組合員、または一部の組合員によるストライキまたは怠業その他すべての争議行為。(以上原文のまま掲載)

別表

慶應義塾大学病院 新宿区信濃町三十五番地  
東京女子医科大学病院 同 区河田町八番一号

東京女子医科大学 荒川区西尾久二丁目一番十号  
東医療センター 文京区本郷三丁目一番一号

順天堂大学医学部付 文京区本郷三丁目一番一号  
属順天堂医院

東京医科大学病院 新宿区西新宿六丁目七番一号  
日本医科大学附属病 文京区千駄木一丁目一番五号

日本医科大学多摩 多摩市永山一丁目七番地一  
永山病院

財団法人井之頭病院 三鷹市上連雀四丁目十四番一号  
社会福祉法人桜ヶ丘 多摩市連光寺一丁目一番地一

社会事業協会桜ヶ丘 多摩市連光寺一丁目一番地一  
記念病院

医療法人社団慈雲堂 練馬区関町南四丁目十四番五十三  
病院 号

更生保護法人鶴舞会 町田市鶴間三百七十四番地  
飛鳥病院

医療法人社団根岸病 府中市武蔵台二丁目十二番地二  
院

昭和大学附属鳥山病 世田谷区北鳥山六丁目十一番十一  
院

院 号

東京保健生活協同組合(東京健生)

東京健生病院

介護老人保健施設  
ひかわした

根津診療所

大塚診療所

氷川下セツルメン  
ト診療所  
ト診療所  
ト診療所

ひかわした訪問看護  
ステーション

鬼子母神診療所

鬼子母神診療所  
(歯科)

南池袋訪問看護ステーション

鉄砲州診療所

訪問看護ステーション  
つばうず

橋場診療所

蔵前協立診療所

よみせ通り診療所

竜泉協立診療所

言問通り訪問看護  
ステーション

訪問看護ステーション  
たいとう

江戸川橋診療所

江戸川橋診療所

文京区大塚四丁目三番八号

同 区千石二丁目一番六号

同 区根津一丁目二十七番三号

同 区大塚六丁目九番十号

同 区大塚三丁目三十六番七号  
健商ビル

同 区大塚六丁目九番十号

豊島区雑司が谷三丁目三番十七号

同 豊島区南池袋三丁目四番二号

同 中央区入船一丁目五番四号

同 区湊一丁目六番二号  
メゾン  
ポルト三〇二

同 台東区橋場一丁目三十四番二号

同 区三筋二丁目十三番五号

同 区谷中三丁目八番二十一号  
澄風苑マンション一階

同 区竜泉三丁目一番二号

同 区谷中一丁目一番十九号

同 区竜泉三丁目一番二号

同 新宿区改代町三十三番地  
右

(歯科)

大泉生協病院

石神井ポルト池前  
診療所

大泉訪問看護ステーション

公園通り訪問看護  
ステーション

北園訪問看護ステーション

医療法人財団城南福祉  
医療協会(南部医  
療)

大田病院

大田病院附属大森  
中診療所

大田病院附属大森  
東診療所

大田病院附属うの  
き診療所

京浜診療所

大田歯科

うのき訪問看護ステーション

羽田訪問看護ステーション

大森西訪問看護ステーション

おおもりまち訪問  
看護ステーション

平和島訪問看護ステーション

練馬区東大泉六丁目三番三号

同 区石神井町五丁目四番十二号  
一〇二

同 区石神井台六丁目九番十二号

同 区石神井町三丁目二十五番四  
号  
ダイヤパレス石神井公園二〇  
四

同 区大泉学園町一丁目一番五号  
シャトー高陣屋一〇一

同 区大森東四丁目四番十四号

同 区大森中一丁目二十二番二号

同 区大森東四丁目三番十一号

同 区大森東四丁目三番十一号

同 区大森東四丁目三番十一号

同 区大森東四丁目三番十一号

同 区大森東四丁目三番十一号

同 区大森東四丁目三番十一号

同 区大森東四丁目三番十一号

同 区大森東四丁目三番十一号

同 区大森東四丁目三番十一号

同 区大森北六丁目三十二番八号

けいひん訪問看護  
ステーション

ゆたか診療所

三ツ木診療所

三ツ木診療所  
三ツ木診療所  
三ツ木診療所  
三ツ木診療所

ゆたか訪問看護ステーション

西品川訪問看護ステーション

医療法人財団南葛勤  
医協

芝診療所

新小岩診療所

葛西みなみ診療所

一之江内科クリニ  
ック

江東診療所

扇橋診療所

医療法人社団健友会

中野共立病院

中野共立病院  
中野共立診療所  
中野共立診療所

中野共立病院  
城西診療所

同 区南六郷一丁目八番二号

同 品川区豊町四丁目三番二十号

同 区西品川二丁目十三番二十号

同 品川区豊町四丁目三番二十号

同 区西品川一丁目八番二十二号

港区新橋六丁目十九番二十一号

同 江戸川区松島四丁目二十七番二号

同 区南葛西二丁目十二番一号

同 区一之江三丁目二番三十五  
号  
TIAビル二階

同 江東区大島一丁目三十六番五号

同 区三好四丁目七番十号 一〇  
二

同 中野区中野五丁目四十四番七号

同 中野区中野五丁目四十四番七号  
所四十五番四号

同 中野区中野三丁目三番一号

同 区沼袋四丁目二十七番十五号  
フォーシーズンビル一階

同 区弥生町三丁目二十七番十一  
号

同 区大和町三丁目三番十二号

同 区東中野三丁目十七番八号



やまと訪問看護ステーション	同	区大和町四丁目十番一号
上高田訪問看護ステーション	同	区上高田二丁目五十番七号 大川ビル一階
南中野訪問看護ステーション	同	区弥生町四丁目二十六番二号
西荻窪診療所	杉並区	西荻南四丁目二番七号
天沼診療所	同	区天沼三丁目二十七番七号
桃井診療所	同	区荻窪五丁目十三番二号
西荻南訪問看護ステーション	同	区西荻南四丁目二番七号
医療法人財団健康文化会		
小豆沢病院	板橋区	小豆沢一丁目六番八号
介護老人保健施設志村さつき苑	板橋区	坂下三丁目七番六号
坂下診療所	同	区坂下一丁目十二番二十号
下赤塚診療所	同	区赤塚二丁目九番四号 MAISON・K一階
小豆沢病院附属高島平診療所	同	区高島平八丁目一番一号
小豆沢病院附属本蓮沼診療所	同	区小豆沢一丁目七番七号
小豆沢歯科	同	所同番二号
小豆沢病院訪問看護ステーション	同	所六番八号
赤塚訪問看護ステーション	板橋区	赤塚三丁目十九番一号
高島平訪問看護ステーション	同	区高島平八丁目一番一号
練馬第一診療所	練馬区	平和台四丁目二十番十六号
練馬第二診療所	同	区練馬一丁目六番十六号

練馬訪問看護ステーション	同	区早宮二丁目二十番二十五号 グリーンヒルマンション一階
桐ヶ丘団地診療所	北区	赤羽台三丁目十七番
桐ヶ丘訪問看護ステーション	同	区赤羽北三丁目八番七号 斎藤ビル一階
社会医療法人社団健生会		
立川相互病院	立川市	錦町一丁目十六番十五号
立川相互ふれあいクリニック	同	所二十三番四号
立川相互病院附属子ども診療所	同	所同番二十五号
すながわ相互診療所	立川市	幸町五丁目九番地の二
相互歯科	同	市錦町一丁目十七番十号 健生会歯科ビル
にしき訪問看護ステーション	同	所二十三番二十五号 四階
さかえ訪問看護ステーション	立川市	栄町二丁目四十五番地の三十七
あきしま相互病院	昭島市	中神町千三百七十番地三
昭島相互診療所	同	市福島町九百八番地十七
在宅クリニック昭島相互	同	所同番
東中神訪問看護ステーション	同	所千十四番地六十四
国分寺ひかり診療所	国分寺市	光町三丁目十三番地三十四
谷保駅前相互診療所	国立市	富士見台一丁目十七番地三十六
日吉町訪問看護ステーション	国分寺市	日吉町一丁目四十五番地一 アメニティコウヤマ第二ビル デン三〇五

府中診療所	府中市	府中町一丁目十三番地三
しんまち訪問看護ステーション	同	市新町一丁目四十番地六
日野台診療所	日野市	日野台四丁目二十六番地の十六
ひのだい訪問看護ステーション	同	所四番地の八 齊藤ビル二階
羽村相互診療所	羽村市	緑ヶ丘一丁目十五番地十
にしたま訪問看護ステーション	同	所二十六番地三 緑ヶ丘ハイム一〇五
伊奈平診療所	武蔵村山市	伊奈平一丁目六十九番地の一 民商会館一階
緑ヶ丘訪問看護ステーション	同	市大南二丁目一番地の八
けんせい歯科	八王子市	東町二番三号 八王子共立ビル四階
東京はくと医療生活協同組合		
王子生協病院	北区	豊島三丁目四番十五号
介護老人保健施設ほくとはなみずき	同	区東十条二丁目八番五号
豊川通り診療所	同	区豊島三丁目四番十五号 コイプとうきょう豊島ビル二階
生協北診療所	同	区東十条二丁目八番五号
生協浮間診療所	同	区浮間三丁目二十二番一号
赤羽東診療所	同	区志茂四丁目十四番二号
生協王子歯科	同	区豊島三丁目十九番三号
王子訪問看護ステーション	同	右
十条訪問看護ステーション	北区	中十条二丁目七番十三号 丸栄ビル一階
江北生協診療所	足立区	江北二丁目二十四番一号

<p>鹿浜診療所 同 区新田二丁目四番十五号</p> <p>北足立生協診療所 同 区入谷三丁目一番五号</p> <p>訪問看護ステーションたんぽぽ 同 区新田二丁目十六番二十号 一〇二</p> <p>荒川生協診療所 荒川区荒川四丁目五十四番五号</p> <p>汐入診療所 同 区南千住八丁目十番三号 一〇一</p> <p>虹の訪問看護ステーション 同 区荒川四丁目五十二番六号</p> <p>医療法人財団ひこばえ会</p> <p>セツルメント診療所 足立区東和四丁目二十番七号</p> <p>セツルメント診療所分院 同 所二十四番十六号</p> <p>つやま訪問看護ステーション 足立区大谷田一丁目七番十一号</p> <p>水元セツルメント診療所 葛飾区水元三丁目二十二番二十一号 水元公園共同ビル二階</p> <p>東京葛飾医療生活協同組合</p> <p>篠原診療所 葛飾区四つ木四丁目十五番十五号</p> <p>下千葉診療所 同 区堀切七丁目十三番二十四号</p> <p>金町診療所 同 区東金町一丁目十五番五号</p> <p>ほりきり訪問看護ステーション 同 区白鳥二丁目三番六号</p> <p>かなまち訪問看護ステーション 同 区金町五丁目十四番六号</p> <p>北多摩中央医療生活協同組合</p> <p>むさし小金井診療所 小金井市本町一丁目十五番九号</p>	<p>のがわ訪問看護ステーション 同 右</p> <p>みなみうら生協診療所 三鷹市下連雀七丁目一番二十七号 オタリ南浦ビル二階</p> <p>西都保健生活協同組合</p> <p>北多摩クリニック 清瀬市上清戸二丁目一番四十一号</p> <p>清瀬診療所 同 市元町一丁目十三番二十七号</p> <p>北多摩訪問看護ステーション 同 市上清戸二丁目一番四十二号</p> <p>北多摩生協診療所 東村山市本町四丁目二番地三十二号</p> <p>かるがも訪問看護ステーション 同 所同 番一</p> <p>富士見通り診療所 東久留米市本町三丁目三番二十三号</p> <p>みその診療所 小平市美園町一丁目二番十六号</p> <p>みその歯科 同 右</p> <p>訪問看護ステーション泉 小平市仲町百九十五番地九 トハウス一階</p> <p>東京西部保健生活協同組合</p> <p>せいきよう診療所 杉並区松ノ木三丁目二十三番八号</p> <p>和田堀診療所 同 区和田二丁目四十二番五号</p> <p>上井草診療所 同 区今川三丁目三十番十号</p> <p>すぎなみ中央訪問看護ステーション 同 区梅里二丁目二十八番三号</p> <p>上井草訪問看護ステーション 同 区今川三丁目三十番十号</p> <p>医療法人(財団)共立医療会</p> <p>八王子共立診療所 八王子市東町二番三号</p>	<p>北団地診療所 同 市長房町七百十九番地 都 管長房北団地七十一号棟</p> <p>きょうりつ北野訪問看護ステーション 同 市北野町五百五十七番地十 九メゾン根来一〇二号</p> <p>きょうりつ北野訪問看護ステーション長房支所 同 市長房町八百三番地六</p> <p>多摩みなみクリニック 多摩市永山一丁目七番地八</p> <p>目黒医療生活共同組合</p> <p>上目黒診療所 目黒区上目黒四丁目四番二十一号</p> <p>西小山診療所 同 区目黒本町六丁目六番八号</p> <p>平和通り訪問看護ステーション 同 区目黒本町四丁目八番八号</p> <p>かみよん訪問看護ステーション 同 区上目黒四丁目四番二十一号</p> <p>公益財団法人結核予防会</p> <p>第一健康相談所 千代田区三崎町一丁目三番十二号</p> <p>複十字病院 清瀬市松山三丁目一番二十四号</p> <p>新山手病院 東村山市諏訪町三丁目六番地一</p> <p>介護老人保健施設 保生の森 同 右</p> <p>医療法人社団成和会 西新井病院</p> <p>西新井病院附属成和クリニック 足立区西新井本町一丁目十二番二十三号</p> <p>西新井病院附属成和クリニック 同 所二十五番</p> <p>西新井ハートセンタール病院 同 所十二番八</p>
--	--	--

にしあらい脳外科 足立区西新井本町五丁目八番十二  
 クリニック 号 セントラルハイム一階  
 にしあらい生活習 同 区西新井栄町一丁目十八番十  
 慣病クリニック 一号 プロシード・アルティア西  
 新井  
 介護老人保健施設 同 区西新井本町一丁目二十五番  
 むくげのいえ 三十六号  
 財団法人愛生会厚生 多摩市和田千五百四十七番地  
 荘病院  
 東京都立東大和療育 東大和市桜が丘三丁目四十四番地  
 センター の十  
 東京都清瀬喜望園 清瀬市竹丘三丁目一番七十二号

争議行為の予告について  
 東京地方医療労働組合連合会執行委員長岡本学から争議  
 行為を行う旨の通知が平成二十八年十月二十八日にあった  
 ので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七  
 十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次  
 のとおり公表する。

平成二十八年十一月十日  
 東京都知事 小 池 百合子

一 事件  
 労働条件改善等の要求に関する件

二 日時  
 平成二十八年十一月十一日以降問題解決に至るまでの  
 間

三 場所及び所在地  
 公益財団法人がん研究会がん研有明病院 江東区有明  
 三丁目八番三十一号

四 種類

救急外来および入院中の重症患者のための保安要員若  
 干名を除くすべての組合員、または一部の組合員による  
 ストライキまたは怠業その他すべての争議行為。（以上  
 原文のまま掲載）

争議行為の予告について  
 東京地方医療労働組合連合会執行委員長岡本学から争議  
 行為を行う旨の通知が平成二十八年十月三十一日にあった  
 ので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七  
 十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次  
 のとおり公表する。

平成二十八年十一月十日  
 東京都知事 小 池 百合子

一 事件  
 労働条件改善等の要求に関する件

二 日時  
 平成二十八年十一月十一日以降問題解決に至るまでの  
 間

三 場所及び所在地  
 別表のとおり

四 種類  
 救急外来および入院中の重症患者のための保安要員若  
 干名を除くすべての組合員、または一部の組合員による  
 ストライキまたは怠業その他すべての争議行為。（以上  
 原文のまま掲載）

別表  
 八王子保健生活協同  
 組合

城山病院 八王子市元八王子町三丁目二千八  
 百七十二番地一  
 はちせい健友クリ 同 市叶谷町八百九十番地五  
 ニック  
 城山訪問看護ステ 同 市元八王子町二丁目千百六  
 ーション 十二番地一  
 城山みなみ訪問看 同 市高尾町千六百十番地  
 護ステーション

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ  
に印刷されています。